			イ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
32		移動式クレーン	ア　設置の場合 ①設置地、②移動式クレーン検査証（添付） イ　変更の場合（クレーン等安全規則第85条第１項第１号又は第７号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②変更の理由、③移動式クレーン検査証（添付） ウ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
33		デリック	ア　変更の場合（クレーン等安全規則第129条第１項第１号又は第７号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②デリック検査証（添付） イ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
34		エレベーター	ア　設置の場合（建築基準法第６条第１項第１号から第３号までに掲げる建築物のエレベーターを設置した場合であつて、かつ、同法第７条第５項（同法第87条の２第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の写しを提出している場合に限る。） ①設置地、②種類及び型式、③積載荷重、④昇降路高さ、⑤エレベーター検査証（添付） イ　変更の場合（クレーン等安全規則第163条第１項第１号又は第５号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②エレベーター検査証（添付） ウ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
35		建設用リフト	ア　変更の場合（クレーン等安全規則第197条第１項第１号又は第２号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②建設用リフト検査証（添付）
36		ゴンドラ	ア　設置の場合 ①設置地、②種類及び形式（可搬型又は常設型の区分）、③固定方法、④ゴンドラ検査証（添付） イ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨